

報道関係者 各位

令和8年1月13日

【照会先】

大分労働局労働基準部監督課

課長 嶋田 高彰

地方労働基準監察監督官 田口 嘉久

(監督課直通電話) 097-536-3212

外国人技能実習生の実習実施者に対する 令和6年の監督指導の状況を公表します

大分労働局(局長 秋山 雅紀)は、このたび、大分県下の労働基準監督署が、令和6年に外国人技能実習生(以下「技能実習生」)の実習実施者(技能実習生が在籍している事業場)に対して行った監督指導の状況について取りまとめましたので、公表します(別紙参照)。

令和6年の監督指導の概要

労働基準関係法令違反が認められた実習実施者は、監督指導を実施した 106事業場 のうち 75事業場(70.8%)

主な違反事項は、 使用する機械等の安全基準(32件) 健康診断結果についての医師からの意見聴取(17件) 割増賃金(13件) 労働時間(11件) 年次有給休暇(11件)など。

外国人技能実習制度は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図ることにより、企業などでの人材育成を通じた技能等の母国への移転により国際協力を推進することを目的としています。

労働局や労働基準監督署は、監理団体及び実習実施者に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、労働基準関係法令違反の疑いがある実習実施者に対しては監督指導を実施し、引き続き、技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に重点的に取り組んでいきます。

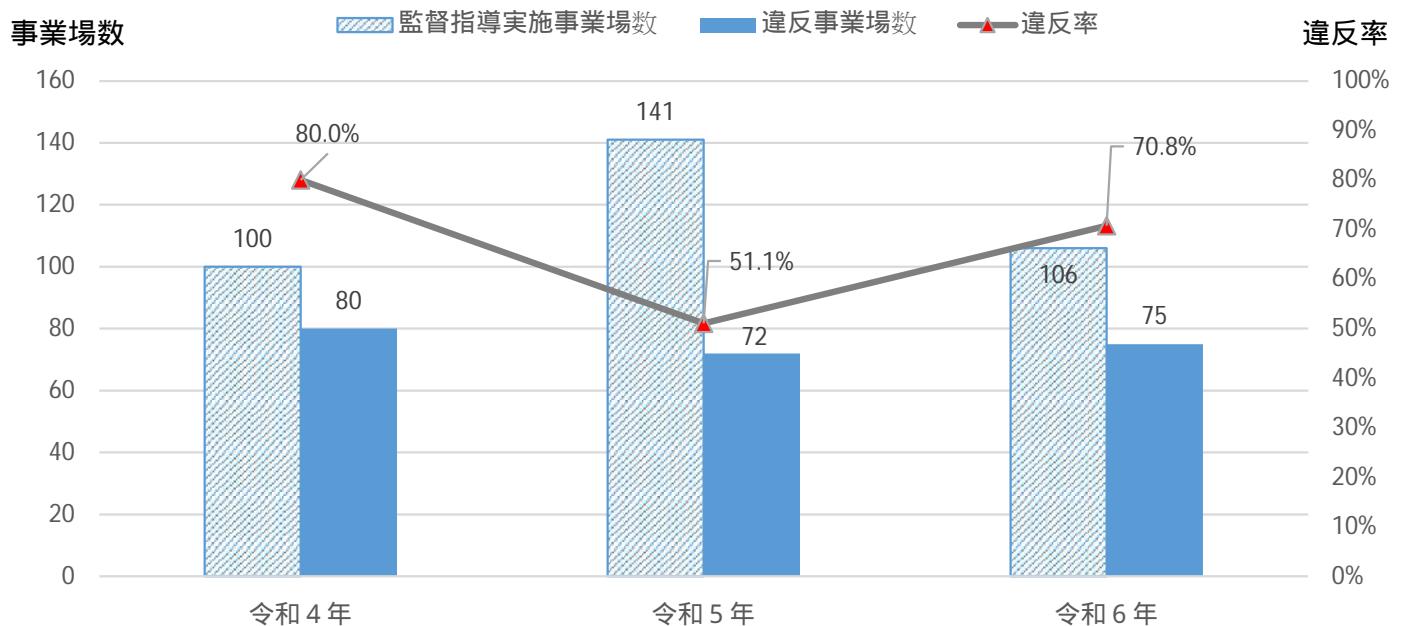
なお、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど、重大・悪質な事案に対しては、送検を行うなど厳重に対応していきます。

【別紙】大分労働局における技能実習生の実習実施者に対する監督指導の状況(令和6年)

大分労働局における技能実習生の実習実施者に対する監督指導の状況（令和6年）

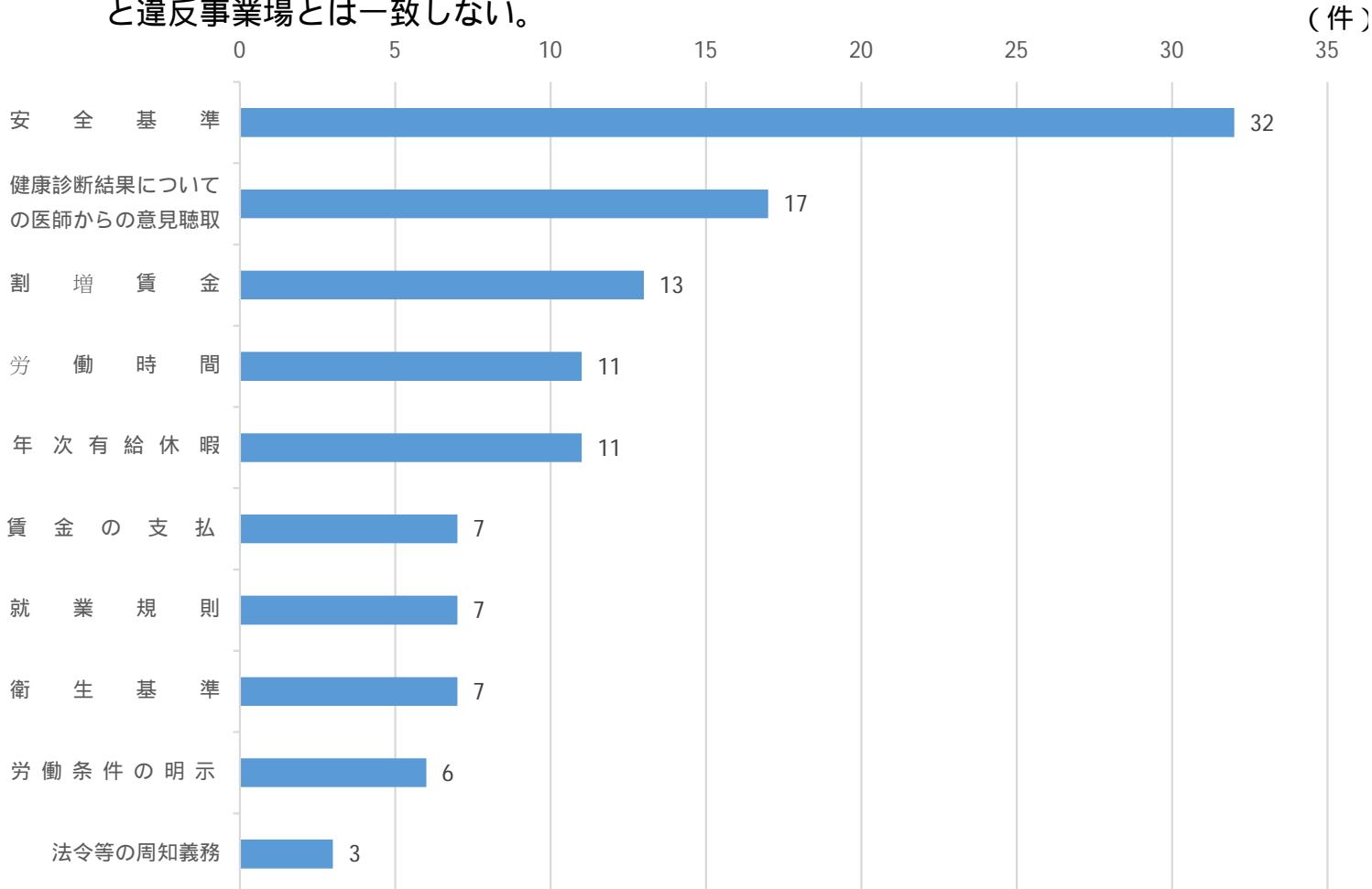
1 監督指導の状況

- (1) 大分県内の労働基準監督機関において、労働基準関係法令違反が疑われる実習実施者に対して106件の監督指導を実施し、その70.8%に当たる、75件で同法令違反が認められた。
<注>違反は実習実施者に認められたものであり、技能実習生以外の労働者に関する違反も含まれる。



- (2) 主な違反事項は、 使用する機械等の安全基準（32件）、 健康診断結果についての医師からの意見聴取（17件）、 割増賃金（13件）、 労働時間（11件）、 年次有給休暇（11件）の順に多かった。

<注>違反事項が2つ以上ある場合は、 各々に計上しているので、 各違反事項の件数の合計と違反事業場とは一致しない。



(3) 主な業種に対する監督指導の状況は、次のとおりであった。

主な業種	監督指導 実施事業場数	違反事業場数	違反率
製造業	56	42	75.0%
建設業	20	13	65.0%
農業	6	4	66.7%
畜産・水産業	2	1	50.0%
商業	3	3	100%
保健衛生業	4	3	75.0%
清掃・と畜	9	7	77.8%

2 監督指導事例

令和6年の監督指導の事例には、次のようなものがあった。

機械を停止させずに、不具合の調整を行ったことについての指導

<概要>

技能実習生に包装作業を行わせるにあたり、機械を停止させることなく、材料の詰まりを解消する作業を行わせたため、機械の刃部に手を挟まれたもの。

<指導内容>

機械の刃部の掃除等の作業時には機械を停止するよう是正勧告を行うとともに、発生原因を分析し再発防止対策を講じるよう指導した。

<指導後の取組>

外国語での注意喚起を行い、安全な作業手順の順守の徹底を実施した。

時間外労働に対し、割増賃金を支払っていないことについての指導

<概要>

技能実習生について、賃金控除協定がないにもかかわらず、光熱費等を賃金から控除していたもの。

<指導内容>

賃金控除協定の趣旨等について説明を行い、締結について指導した。

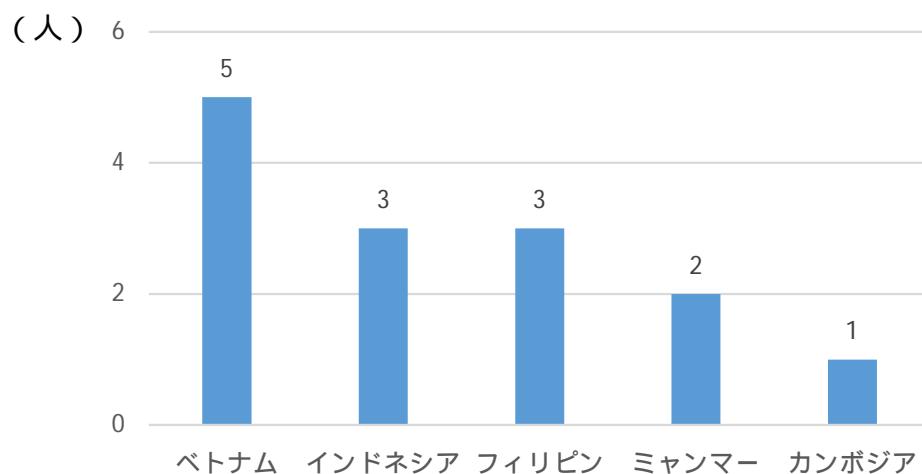
<指導後の取組>

賃金控除協定を締結した。

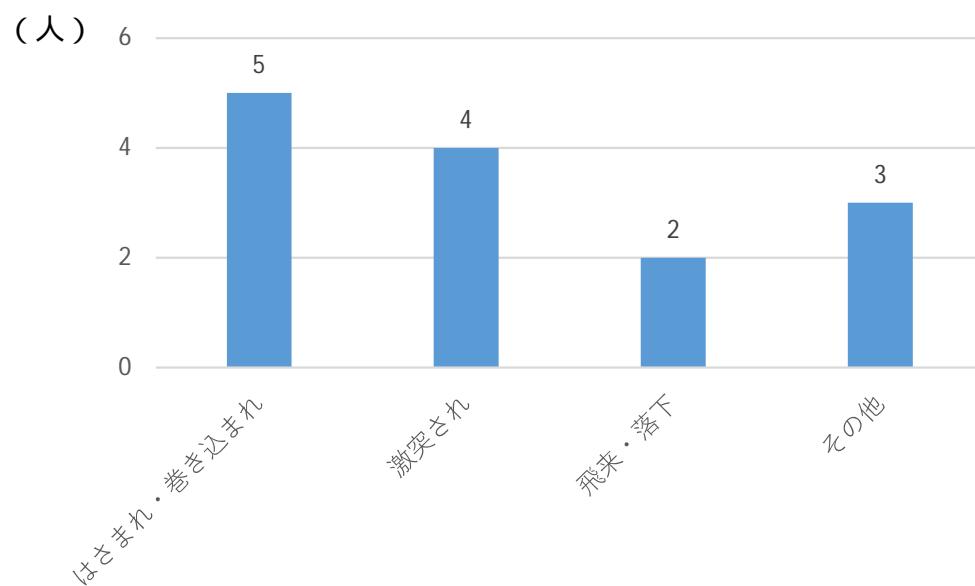
3 労働災害発生状況

令和6年に発生した技能実習生の労働災害(休業4日以上)は14人で国別、事故の型別等は次のとおりであった(新型コロナウイルスリ患者を除く。)。なお、死亡災害は発生していない。

国別



事故の型別



業種別

